

都内社会福祉法人の情報公開の状況（令和7年4月1日時点）

- 社会福祉法人現況報告書の「13.透明性の確保に向けた取組状況」の「(1)積極的な情報公開への取組」から、「①任意事項の公表の有無」を集計しました。
- 平成29年4月より、社会福祉法人は、事業運営の透明性を確保するため、定款、計算書類（決算書）、現況報告書、役員等名簿、報酬等の支給の基準（役員報酬規程）及び社会福祉充実計画（計画を作成した場合）をインターネットにより公表することが義務付けられました。
- 下表の書類を公表することは法律上の義務ではありませんが、例えば、苦情処理結果（個人情報に関するものを除く。）の公表は、その事業の質の向上を図り、適切なサービスを提供するための取組として積極的に行うべきものとされています。

		法人数	㊦事業報告		㊦財産目録		㊦事業計画書		㊦第三者評価結果		㊦苦情処理結果		㊦監事監査結果		㊦附属明細書	
			公表	非公表	公表	非公表	公表	非公表	公表	非公表	公表	非公表	公表	非公表	公表	非公表
全法人		1,051	891	160	906	145	847	204	907	88	567	265	821	230	736	315
事業 区 分 別	保育のみ経営	386	316	70	329	57	302	84	362	13	286	35	304	82	274	112
	障害のみ経営	193	158	35	161	32	143	50	162	25	67	72	133	60	118	75
	介護のみ経営	148	135	13	136	12	134	14	138	8	73	47	126	22	116	32
	複数事業を経営	211	176	35	175	36	164	47	189	16	111	64	163	48	144	67
	その他	113	106	7	105	8	104	9	56	26	30	47	95	18	84	29
収 益 規 模 別	5億未満	506	419	87	431	75	396	110	426	42	268	105	382	124	347	159
	5億以上10億未満	259	220	39	230	29	212	47	234	15	154	63	209	50	186	73
	10億以上20億未満	149	128	21	120	29	121	28	122	20	73	47	114	35	101	48
	20億以上30億未満	64	60	4	60	4	56	8	57	7	33	23	55	9	48	16
	30億以上	73	64	9	65	8	62	11	68	4	39	27	61	12	54	19

（注1）厚生労働大臣所轄法人及び調査時点で現況報告書未提出の法人を除く。

（注2）㊦第三者評価結果及び㊦苦情処理結果については、「該当無し」の場合（受審していない又は苦情がない場合）があるため、「公表」及び「非公表」の合計数と法人数が一致しない。